

第 6228 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 6月28日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	---

## ♠ 会社と役員間で不動産取引をする場合

**Q** : 会社と役員の間で不動産取引をする場合に、時価と譲渡対価に差があるときは、どのように取り扱われますか？

**A** : 次のように取り扱われます。

### 【解説】

#### 1. 会社の不動産を役員へ売却するとき

会社の不動産を役員に売却する場合において、その譲渡対価と時価に差があるときは、次のような課税関係が生じます。

##### ① 譲渡対価 < 時価のとき

譲渡対価と時価との差額は、会社の収益に計上されるとともに、役員に対する臨時的な給与(損金不算入)として取り扱われます。

##### ② 譲渡対価 > 時価のとき

譲渡対価は会社の収益に計上されます。

#### 2. 役員不動産を会社へ売却するとき

役員不動産を会社へ売却する場合において、その譲渡対価と時価に差があるときは、次のような課税関係が生じます。

##### ① 譲渡対価 < 時価のとき

譲渡対価と時価との差額は、会社の収益に計上されます。また、役員においては、譲渡対価が時価の2分の1未満であるときは、時価で譲渡があったものとみなして所得税が課されますが、2分の1以上であるときは、その譲渡対価をもって所得税を計算します。

##### ② 譲渡対価 > 時価のとき

譲渡対価と時価との差額は、役員に対する臨時的な給与(損金不算入)として取り扱われます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

